

○建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）

新旧対照表

改正後

改正前

別表（第四十六条の二）

略	(い)	用途地域 第一種低層 住居専用地 域、第二種 低層住居専 用地域又は 田園住居地 域	対象区域 容積率が十分の五、十分の六 又は十分の八である区域 容積率が十分の十又は十分の 十五である区域 容積率が十分の二十である区 域	平均地盤面か らの高さ	(に)
	(ろ)				(は)
	(二)				(に)
	(三)				(に)

別表（第四十六条の二）

略	(い)	用途地域 第一種低層 住居専用地 域又は第二 種低層住居 専用地域	対象区域 容積率が十分の五、十分の六 又は十分の八である区域 容積率が十分の十又は十分の 十五である区域 容積率が十分の二十である区 域	平均地盤面か らの高さ	(に)
	(ろ)				(は)
	(二)				(に)
	(三)				(に)